

令和3年度前橋市U I Jターン若者就職奨励金交付要項【U I Jターン就職者用】

令和3年4月1日から適用

取扱担当課 前橋市役所産業政策課（12階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp
--

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	若年者のU I Jターンによる市内企業への就職の促進を図り、前橋市の人口の増加並びに定着及び定住に寄与することを目的とします。
内容	補助対象者は、次のいずれにも該当する40歳未満の者とします。ただし、令和3年度前橋市移住支援金の交付決定者は対象外とします。 1 次の各号のいずれかに該当し、令和2年7月2日以降に市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。）等に就職した者 (1) 前橋市内から群馬県外に転出して1年以上経過した後再び前橋市内に転入した者（Uターン） (2) 群馬県外から前橋市内に転入した者（群馬県外から群馬県内の大学に進学し、卒業後前橋市内の中小企業に就職した者を含みます。）（Iターン） (3) 前橋市外から群馬県外に転出し、前橋市内に転入した者（Jターン） 2 前橋市内に転入後6か月以内又は転入前3か月以内に、次のいずれにも該当する形式で正規雇用され、その後6か月以上継続して勤務している者（ただし、転入日が雇用開始日より遅い場合は、転入後6か月以上経過していることとします。） (1) 期間の定めがない雇用であること。 (2) 一週間の所定労働時間が30時間以上であること。 (3) 雇用保険の一般被保険者として雇用されていること。 (4) 健康保険及び厚生年金に加入していること。 3 奨励金交付後、5年以上市内に住所を有する意思がある者 4 市税を滞納していない者
交付金額	支給対象者1人につき5万円とします。 なお、配偶者又はその他扶養親族（以下「扶養親族等」といいます。）とともに転入した場合は、扶養親族等1人につきそれぞれ25,000円を加算します。ただし、同一の世帯に交付する額は、支給対象者と合わせて10万円を上限とします。

	<p>交付条件</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>2 補助対象者は、補助事業に係る書類等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</li> <li>3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び交付決定通知書兼交付決定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</li> </ol>
<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>交付申請の方法、時期等</p>	<p>対象事業所に正規雇用され、6か月経過した日から3か月以内又は3月31日のいずれか早い日までに、次の書類により申請してください。</p> <p>転入日が雇用開始日より遅い場合は、転入後6か月経過した日から3か月以内又は3月31日のいずれか早い日までとします。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交付申請書兼実績報告書</li> <li>2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 雇用契約書その他の雇用開始日、労働条件等が記載されている書類の写し</li> <li>(2) 戸籍の附票の写し （ただし、Uターン又はJターンの場合にあつて、住所の異動をせずに群馬県外へ転出した後前橋市内に転入した場合、群馬県外へ転出していたことがわかる書類）</li> <li>(3) 雇用保険被保険者証、雇用保険資格取得等確認通知書その他の雇用保険の加入が確認できる書類の写し</li> <li>(4) 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書その他の健康保険及び厚生年金の加入が確認できる書類の写し</li> <li>(5) 市税完納証明書</li> <li>(6) 誓約書</li> <li>(7) 個人情報同意書</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ol> </li> </ol> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から30日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>
	<p>請求の方法、支払時期等</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨励金交付請求書により請求してください。</li> <li>2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。</li> </ol>

	<p>交付決定の 取消し又は 奨励金の返 還</p>	<p>1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消 されます。 (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受け たとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違 反したとき。 (3) 前橋市U I J ターン若者就職奨励金交付日から5年 以内に前橋市から転出したとき。 2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消 された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部 分の金額を返還しなければなりません。</p>
<p>様 式</p>	<p>申請書等の 様式</p>	<p>1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 誓約書（様式第2号） 3 個人情報同意書（様式第3号） 4 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第4号） 5 奨励金交付請求書（様式第5号）</p>